

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都板橋区三園二丁目12番2号

氏名 株式会社太陽油化

代表取締役 石田 太平

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

平成31年3月27日

東京都板橋区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 汚でい

2 処分(最終処分を除く。) 処分(最終処分を除く。)
最終処分の区別

3 処分の方法 生物処理

4 処理施設等の種類、数量、
設置場所及び処理能力 尿処理施設 1施設 81立方メートル/日
東京都板橋区三園二丁目12番2号

NO COPY

再複写無効

5 処分先

三菱マテリアル株式会社
よりいコンポスト株式会社
バイオ・グリーン有限会社
株式会社エムシーエー環境
株式会社ダイ・シイ6 許可期間 平成30年10月1日 から
平成32年9月30日 まで

7 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として(訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。